

提携金融機関向け toto サービス
Powered by じぶん銀行 toto ご利用規約

■ 提携金融機関向け toto サービス
Powered by じぶん銀行 toto ご利用規約・・・ P.2

■ BIG 予約購入利用規約
(提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto)・・・ P.15

提携金融機関向け toto サービス
Powered by じぶん銀行 toto ご利用規約

第1条 適用範囲

当行が提供する第2条に定める提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto（以下「本サービス」という）については、本規約により取扱います。
お客さまには、本サービスご利用にあたり、本規約の条項すべてに同意いただくものとします。

第2条 提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto サービス内容

1. 本サービスは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）が販売するスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」という）の販売に関して当行が提供する以下のサービスをいいます。
 - (1) スポーツくじチケットの購入受付
 - (2) スポーツくじチケット購入代金の決済
 - (3) 払戻金等の振込
 - (4) 購入履歴等の情報照会
 - (5) その他、本サービスに付随して当行が提供するサービス
2. 本サービスご利用にあたっては、第3条に定める当行所定の会員登録および第4条第2項に定める toto ログインパスワードの設定・届出が必要です。
3. 本サービスに係る取引は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末をいい、パーソナルコンピュータとスマートフォンを総称して、以下「パソコン等」という。）を利用する方法により行うものとします。
4. 本サービスに係る取引にあたってお客さまが使用するパソコン等及びこれらを接続するためのモデム、LAN等の付属機器（以下「通信機器」という）はお客さまの費用と責任で準備するものとし、また通信機器の利用にかかるインターネット接続料、パケット通信料その他の諸費用についても、お客さまの負担とします。ただし、当行が設置するお客さまセンターのフリーコールへの通話料はこの限りではありません。
5. 当行、本サービスの提供に関して当行と提携する銀行（以下「提携金融機関」という）またはセンターの本サービスに関わるシステムについてメンテナンス等が行われている場合には、本サービスの全部または一部をご利用いただけないことがあります。

第3条 会員登録

1. お客さまは、本サービスのご利用にあたり本規約および当行が別途定める「BIG 予約購入利用規約(提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto)」、「個人情報取扱方針(プライバシーポリシー／個人情報の取扱いについて(提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto ご利用者向け))」、「反社会的勢力でないことの表明・確約内容」に同意・確約のうえ、当行所定の方法により会員登録を行うものとします。
2. 会員登録いただけるお客さまは、以下すべてを満たしているお客さまであって、かつ、当行所定の審査により会員登録を承認されたお客さまに限ります。
 - (1) 提携金融機関に円普通預金口座(なお、会員登録に係るお客さまの氏名と同一名義の口座に限るものとし、以下「対象口座」という)をお持ちの満 19 歳以上の個人のお客さま
 - (2) 対象口座が開設されている提携金融機関との間で、当行を収納機関とする預金口座振替契約を締結している個人のお客さま
 - (3) 「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」第 10 条に定めるスポーツくじチケットの購入、譲受け等の禁止対象者に該当しないこと
 - (4) センターが定める「スポーツくじ約款」(以下「スポーツくじ約款」という)第 4 条に定めるスポーツくじチケットの購入、譲受け等の禁止対象者に該当しないこと
3. 当行は、会員登録に際してお客さまが当行に届け出た対象口座について、提携金融機関に対して、当該口座開設時の提携金融機関における本人確認手続きが完了していることの確認を求め、かかる確認ができたことをもって、会員登録がお客さまご本人によってなされたものとみなし、当該会員登録を有効なものとして取り扱います。
4. 当行は、前項の確認を行う目的で、提携金融機関に対して、会員登録に際してお客さまが当行に届け出たお客さまの氏名および生年月日を提供し、当該提携金融機関から対象口座の本人確認手続きが完了しているかどうかの情報(以下「本人確認手続情報」という)の提供を受けるものとします。お客さまは、本項に定める当行から提携金融機関に対するお客さま情報の提供および当該提携金融機関から当行に対する本人確認手続情報の提供について予め承諾するものとします。
5. 当行は、以下の事由に該当する場合は、会員登録を受け付けず、また、本規約また

は本規約に付帯する規約等に基づく取引に係る契約その他いっさいの契約の締結に応じないものとします。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しなかった者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) お客さまが、自らまたは第三者を資料して次のAからEまでの行為のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

6. 会員登録時にお届けいただいたお客さま情報（次項に定める口座情報を含むものとし、以下、「会員登録情報」という）は、センター（その委託先を含む）へ通知します。お客さまは通知することについて予め承諾するものとします。
7. お客さまと提携金融機関との間で第2項第2号の預金口座振替契約が締結された場合、当行は当該提携金融機関から対象口座が開設されている支店の支店番号お

よび当該口座に係る口座番号（以下、総称して「口座情報」という）の提供を受け
たうえで、当該口座情報をお客さまの会員登録情報として登録します（以下、当該
登録された口座情報に係る対象口座を「お客さま口座」という）。なお、提携金融
機関における店舗の統廃合等によりお客さまの口座情報が変更された場合も同様
とします。お客さまは、提携金融機関から当行に対して口座情報が提供されること
について予め承諾するものとします。

第4条 取引時確認番号の届出等

1. お客さまは会員登録時に、算用数字 6 桁の取引時確認番号（以下「取引時確認番号」という）を当行に届け出るものとします。ただし、当行所定の数字については取引時確認番号として届け出ることはできません。
2. お客さまは、本サービスで使用する toto ログインパスワードを、あらかじめ当行所定の方法により設定し、これを当行に届け出るものとします。
3. 取引時確認番号はお客さまが、スポーツくじチケット購入手続き、予約購入設定および届出事項の変更を行う際に使用します。
4. toto ログインパスワードはお客さまが、本サービスを利用する際に使用します。
5. 取引時確認番号および toto ログインパスワード（以下、総称して「取引時確認番号等」という）は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。取引時確認番号等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法により、取引時確認番号等の変更手続きをとってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. お客さまは当行所定の方法により随時、取引時確認番号等の変更を行うことができます。この場合、当行は入力された変更前の取引時確認番号等と当行に届出済みの取引時確認番号等との一致を確認することにより、本人確認を行います。なお、当行は変更手続きが完了した時点で、お客さまに対し、届出のEメールアドレス宛てにその旨を通知します。万一、取引時確認番号等を変更した覚えがないにもかかわらず、この通知を受け取った場合には、不正行為の疑いもありますので、直ちに当行へ連絡してください。
7. お客さまが、当行に届出の取引時確認番号等と異なる取引時確認番号等を当行所定の回数連続して入力した場合、当該届出の取引時確認番号等は無効となるものとし、また当行は本サービスに係る取引の全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当行所定の手続きに従って、取引時確認番号等の変更手続きを行ってください。

第5条 メール通知サービス

1. 当行は、本サービスの一環として、本条に定めるところによりメール通知サービスを提供します。メール通知サービスは、なりすまし等不正な取引による損害の拡大を防止する等のため、あるいは残高不足等による取引不成立の連絡などのために必要な事項を当行がお知らせするものです。メール通知サービスはお客さまからの申し出によらず自動的に提供されます。なお、当行からお客さま宛てに送信したEメールが通信上の問題その他で遅延・消失等して届かなかった場合でも再送は行いません。
2. Eメールアドレスの登録
 - (1) お客さまは、メール通知サービスで利用するEメールアドレスを、会員登録時に登録し、かつメール通知サービスを利用する期間中においてその登録を維持しなければなりません。
 - (2) お客さまが、既にご登録のEメールアドレスを変更する場合、当行所定の方法により、変更手続きを行ってください。なお、かかる変更届出はEメールでは受付けません。かかる変更届出を受付けた場合、当行は変更前と変更後の両方のEメールアドレス宛に変更の届出を受付けた旨の通知を行います。万一Eメールアドレスを変更した覚えがないにもかかわらず、この通知をうけとった場合には、不正行為の疑いもありますので、直ちに当行へ連絡してください。
3. Eメールアドレスの管理、セキュリティ等
 - (1) お客さまは、第2項第1号に基づくEメールアドレスの登録においては第三者が使用できないEメールアドレスを登録するものとします。
 - (2) Eメールアドレスの登録に関し、お客さまは、お客さまが正当な使用権限を有するEメールアドレスのみを登録するものとします。
 - (3) お客さまは、登録したEメールアドレスの利用を取りやめた場合または当該Eメールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかに当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、必要に応じて新たなEメールアドレスを登録するものとします。
 - (4) お客さまが第1号から前号までのいずれかに違反した場合およびEメールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (5) 当行は、お客さまが指定したEメールアドレスへの通知が当行所定の期間継続して不着になる等、メール通知サービスの提供にあたり当該Eメールアドレスへの通知が不適当と判断した場合、当該Eメールアドレスの登録を抹消することができるものとします。

4. 通知内容の変更、解除

お客さまは、本サービスの利用を継続している間において、メール通知サービスを解除することはできないものとします。

5. E メール通知の不着、遅延等

以下の各号の事由の一つでも生じたときは、当行が第2項第1号に基づき指定されたEメールアドレスに宛てた当該Eメールが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなし、延着または不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き当行は責任を負いません。

(1) お客さまが、Eメールフィルタの解除やEメールアドレスの変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由があったとき。

(2) 当行の責めによらない通信機器、回線およびパソコン等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

6. サービスの停止・中止等

当行は、当行のホームページへ掲示することによりお客さまに告知したうえで、本条に定めるメール通知サービスを中止し、または一部変更することがあります。

第6条 会員登録情報の変更

1. 郵便番号、電話番号、Eメールアドレス、その他の会員登録情報（更新された場合には更新後の情報を指すものとします。以下同じ。）に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに当行所定の方法により、会員登録情報の変更手続きを行ってください。なお、かかる変更手続きはEメールでは受け付けません。当行は、当行所定の会員登録情報の変更手続きがなされる都度、会員登録情報を更新し、更新内容をセンター（その委託先を含む）へ通知します。お客さまは通知することについて予め承諾するものとします。
2. 届出事項に変更があった場合または変更がある場合において、届出が遅れたことに起因した損害および届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、届出事項の不備または届出事項の変更を怠ったことによる損害についても、当行は責任を負いません。
3. お客さまが改姓または改名した場合は、提携金融機関所定の手続きによりお客さま口座の名義を当該改姓または改名後のご本人名義に変更のうえ、本サービスについては、一旦退会手続きを行っていただき、当該改姓または改名後のご本人名義で再度会員登録を行うことが必要となります。

第7条 投票方法

お客さまが、スポーツくじチケットの結果を予想し、本サービスを利用して予想結果の入力（以下「投票」という）を行う場合は、「スポーツくじ約款」の定めにか

かわらず、当行所定の方法で行うものとします。

第8条 投票内容の確認

お客さまが本サービスを利用して行った投票内容の確認は、「スポーツくじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。

第9条 スポーツくじチケット購入手続き

1. お客さまが本サービスを利用してスポーツくじチケットを購入する場合は、「スポーツくじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で購入手続きを行うものとします。また、購入するスポーツくじチケットにかかる対象試合等又は特定対象試合等の情報の確認については、「スポーツくじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。
2. スポーツくじチケットの購入金額および購入口数の上限については、「スポーツくじ約款」第7条に定めるとおりとします。
3. 本サービスにおけるスポーツくじチケットの購入手続きにおいては、当行所定の本人確認を行います。当行は、当該本人確認手続きが完了していることをもって、購入手続きがお客さま本人によってなされたものとみなします。
4. 本条における購入手続き完了後は、第12条に定める購入処理前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容および購入内容について変更および取消しをすることはできません。
5. スポーツくじチケットの購入手続きは、当該購入手続きにかかる情報をセンターが受信し、有効な購入手続きとして正常に処理された時点で完了するものとし、当行は、購入手続きが完了した場合、お客さまがスポーツくじチケットにかかる対象試合等又は特定対象試合等の情報および投票内容について、確認を行ったうえで購入したものとみなします。

第10条 販売期間

1. お客さまは、センターが指定する期間中、前条に定める方法にて、スポーツくじチケットの購入手続きを行うことができるものとします。なお、メンテナンス等のため、当行が本サービスにかかるシステム（以下「当行システム」という）を停止する時間帯を除きます。

2. 当行システムの障害が発生した場合やメンテナンスの必要がある場合等やむをえない場合には、当行はお客さまに予告することなく当行システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当行システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。

第11条 手数料

本サービスの手数料は当行が別途定めるものとします。

第12条 購入処理

1. 当行は、お客さまが本サービスを通して購入するスポーツくじチケットの購入代金の決済を、お客さま口座からの預金口座振替により行うものとします。
2. お客さま口座の残高がスポーツくじチケットの購入代金に満たない場合等、何らかの事情でお客さま口座からの預金口座振替ができない場合、当行は、当該スポーツくじチケットの購入処理を行いません。
3. お客さま口座からスポーツくじチケットの購入代金の預金口座振替ができない事由が、お客さま口座の口座解約または提携金融機関によるお客さま口座の取引制限である場合、当行は本サービスの全部または一部を停止します。
4. 第2項のほか、当行システムの不具合その他の事由により、購入処理が完了とならなかった場合、購入手続きにかかるスポーツくじチケットは販売されなかったものとして、取扱う場合があります。この場合、当行は、当行所定の方法にてお客さまに通知します。また、当該スポーツくじチケットにかかるお客さまの購入代金を当行が定める期間内にお客さま口座に返還します。

第13条 スポーツくじチケットの取扱い

1. 当行は、お客さまが本サービスを利用して購入したスポーツくじチケットの購入内容を電子データとして保管するものとし、本サービスのお客さま用ページの画面上に当行の定める期間、表示するものとします。
2. 当行は、お客さまが本サービスを利用して購入したスポーツくじチケットについては、「スポーツくじ約款」の規定にかかわらず、本券、控券等の書面その他有形の媒体の引渡しはいたしません。また、スポーツくじチケットの購入代金について領収書等の発行はいたしません。
3. 本サービスを利用して購入されたスポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作

成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。

4. お客さまは、本サービスを利用して購入したスポーツくじチケットについて、払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

第14条 結果等の表示

1. 当行は、スポーツくじチケットにかかる結果の情報その他センターから提供された情報を本サービスのお客さま用ページの画面上に掲載します。当行およびセンターは、当該情報に基づいてお客さまが行動したことにより被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。
2. お客さまは、購入したスポーツくじチケットに関する情報について、センターが公表する最新の公式情報を確認するものとします。

第15条 払戻金の受取

1. お客さまが本サービスを利用して購入したスポーツくじチケットの投票内容がセンターが定める等級の種類いずれかに該当した場合又は特払金に該当した場合、「スポーツくじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該払戻金を入金します。
2. 払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から 3 営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日をいう）に入金します。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、対象とする試合又は競技会の結果確定の都合等、センターにより変更される場合があります。
3. お客さま口座において取引が制限されている等の理由により、払戻金の入金ができない場合には、お客さまは、本条第 1 項および第 2 項の定めに従い当該払戻金を受取ることができません。この場合、当行は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。また、払戻金は、別途センターが定める方法で受取ることができるものとします。
4. お客さまは、払戻期限までに請求しない場合、関係法令（関係政省令その他 スポーツくじチケットに係る法令をあわせて「関係法令」という）で定める時効により払戻金を受取ることができなくなります。

第16条 返還金の受取

1. お客様が、本サービスを通じて購入したスポーツくじチケットが「スポーツくじ約款」第9条の規定により発売されなかったとみなされ、その購入金額を返還金として受取ることができる場合、「スポーツくじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該返還金を入金します。
2. お客さま口座において取引が制限されている等の理由により、返還金の入金ができない場合には、お客さまは、前項の定めに従い当該返還金を受取ることができません。この場合、当行は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。この場合においては、別途センターが定める方法で返還金を受取ることができるものとします。
3. お客さまは、当行が別途告知する返還期限までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受取ることができなくなります。

第17条 退会

1. お客様が本サービスの利用を終了する場合には、当行所定の方法により退会手続きを行うものとします。
2. 当行は、次のいずれかの事項に該当する場合は、何らの催告または事前の通知なく、ただちに本サービスの全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。
 - (1) お客様が本規約、「スポーツくじ約款」およびスポーツくじチケットについてセンターが定める全ての約款、規定等、または関係法令の定め違反していることが判明した場合
 - (2) お客さま口座が解約されていること、または提携金融機関によりお客さま口座について取引制限がなされていることが判明した場合
 - (3) 第3条第5項各号のいずれか一つにでも該当した場合
 - (4) 本サービスまたは本サービスの利用により得た払戻金その他の収益が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合
 - (5) その他、当行との本サービス取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合
3. 前2項による本サービスの全部または一部の利用終了によりお客さまに損失が生じても、当行は責任を負いません。

第18条 本サービスの有効期間、内容変更および終了

1. 本サービスに係る契約の有効期間は、会員登録日より1年間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに当行からお客さまに対して契約の解約の申し出を行わないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項に定めるほか、当行はお客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知することなく、本サービスの内容の変更、取扱いを一時的に停止または終了することができるものとします。

第19条 個人情報

1. 本サービスの利用に関して当行が保有するお客さまの個人情報の取扱いについては、「スポーツくじ約款」の規定にかかわらず、本規約が適用されます。
2. 当行は、当行が保有するお客さまの個人情報について、当行が別途定める「個人情報取扱方針」に従い取扱います。
3. お客さまは、当行が本サービスを提供するために必要な範囲で、当行が保有するお客さまの個人情報をセンターまたはその委託先に提供することを予め承諾するものとします。
4. お客さまは、提携金融機関がダイレクトメール等（Eメール・電話・プッシュ通知等を含む。以下同じ。）による本サービスに関するご案内、及び、市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発を行う目的で、当行から提携金融機関に対して、以下の各号のお客さまの個人情報が提供されることを予め承諾するものとします。
 - (1) お客さまが当行に届け出ているお客さまに関わる情報（氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、Eメールアドレスその他の会員登録情報）
 - (2) お客さま口座に係る支店番号および口座番号
 - (3) 本サービスの会員登録状況
 - (4) 本サービスの利用状況
 - (5) 提携金融機関からのダイレクトメール等による本サービスに関するご案内の受取り拒否の意思表示の有無
5. お客さまは、当行において会員登録の可否を判断する目的、本サービスの停止事由または終了事由の有無を確認する目的および当行がお客さまに対して本サービスを適切に提供する目的で、提携金融機関から当行に対して、以下の各号のお客さまの個人情報が提供されることを予め承諾するものとします。

- (1) お客さまが提携金融機関に届け出ているお客さまに関わる情報（氏名、生年月日、性別、自宅住所等）
- (2) お客さま口座の解約の有無
- (3) 提携金融機関によるお客さま口座の取引制限の有無
- (4) 前各号のほか、お客さま口座からスポーツくじチケットの購入代金の預金口座振替ができなかった場合における当該預金口座振替ができなかった事由

第20条 免責事項

1. 第12条、第15条、第16条に関して当行は、入金および返金手続き以外の一切の責任を負わないものとします。
2. 次の各号の事由により当行の提供する本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
 - (1) お客さまによる手続きにおいて、誤入力等、当行の責に帰すべきでない事由があったとき。
 - (2) 本規約各条項に定めた当行の取扱いにより生じた損害。
 - (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - (4) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (5) 通信機器・回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等、裁判所等公的機関の措置等又は天災・火災・騒乱等の不可抗力
 - (6) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩し又は改ざんされた場合
 - (7) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。
3. 本サービスに関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について一切責任を負いません。

第21条 権利帰属およびデータ利用

1. 本サービスにかかる情報が表示された当行が運営するすべてのインターネットサービス（以下「本インターネットサービス」という）において、Jリーグ及びJクラブのロゴ、エンブレム等の使用に関する権利はすべてJリーグ及びJクラブに帰属します。

データ提供：©J STATS/データスタジアム株式会社

2. 当行およびデータスタジアム株式会社は、本インターネットサービスにおいて表示される試合速報データおよび成績データの情報内容の正確性について責任を負いません。また、お客さまが試合速報データおよび成績データを事業上利用することを禁じます。

第22条 規約の準用

1. 本サービスの利用に関して本規約に定めのない事項については、以下の定めが適用されます。
 - (1) 「スポーツくじ約款」およびスポーツくじチケットについてセンターが定める全ての約款、規定等
 - (2) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含みます。）
 - (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含みます。）
 - (4) 関係政省令その他 スポーツくじチケットに係る法令
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り「スポーツくじ約款」で定める内容に従うものとします。
3. お客さまは、本規約、「スポーツくじ約款」等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、本サービスを利用するものとします。なお、お客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは、本規約に定める規約等に同意したものとみなします。

第23条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

第24条 準拠法および合意管轄

1. 本規約または本規約に付帯する規約等に基づく当行との取引についての準拠法は、日本法とします。
2. 本規約または本規約に付帯する規約等に基づく当行との取引に関して訴訟等の必要が生じた場合は、当行本社を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上

2022 年 9 月 15 日現在

BIG 予約購入利用規約 (提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto)

第1条 適用範囲

この規約は、当行が当行所定の「提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto」をご利用されているお客さま（以下「お客さま」という）に対して提供する、第2条に定めるじぶん銀行 toto「BIG 予約購入」サービス（以下「本サービス」という）について定めるものであり、お客さまには、本サービスご利用にあたり、本規約の条項すべてに同意いただくものとします。なお、本規約は、当行が別途定める「提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto ご利用規約」（以下「原規約」という）に付帯するものとします。

第2条 BIG 予約購入とは

1. 本サービスは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）により販売スケジュールが公表された開催回のスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」という）について、当行所定の期日までに当行所定の方法で購入予約をすることにより、お客さまの個別の操作によらず、当該購入予約の内容に従って購入いただけるサービスです。
2. 当行は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第7条に規定するセンターが公示する情報（以下、「公示」という）に基づき、スポーツくじチケットの予約購入を行います。
3. 本サービスは、「提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto」の会員登録者のみご利用いただけます。
4. 本サービスで購入いただけるスポーツくじチケットの種類については、当行ウェ

ブサイト等でご確認ください。

第3条 予約購入設定

1. お客さまは、原規約に基づくサービスのお客さま用ページ内の本サービス用画面（以下「本サービス画面」という）にてスポーツくじチケットの種類、口数および購入対象開催回を指定することにより、予約購入設定を行うことができます。なお、口数の指定は、スポーツくじチケットの種類毎に定められた範囲内で行うものとします。また、開催回毎に異なる種類および口数を指定することはできません。
2. 予約購入設定においては、当行所定の本人確認を行います。当行は、当該本人確認手続きが完了していることをもって、予約購入設定がお客さまご本人によってなされたものとみなします。

第4条 オプション機能

第 3 条に定める予約購入設定に付帯して、以下(1)および(2)に定めるオプション機能を設定することが出来るものとします。

(1) 買増しオプション

1. 買増しオプションとは、スポーツくじチケット「BIG」または「MEGA BIG」のキャリアオーバー（加算金）が発生した場合に、お客さまの個別の操作によらず、お客さまご指定の口数でスポーツくじチケットを追加購入いただける機能です。
2. 買増しオプションの利用には、予約購入設定時に、本サービス画面にてキャリアオーバー発生時の追加購入口数を指定するものとします。

買増しオプションの利用を解除する場合には、本サービス画面で解除手続きを行うものとします。

(2) 自動継続設定オプション

1. 自動継続設定オプションとは、センターより新たにスポーツくじチケットの販売スケジュールが公表されるたび（第 6 条に定めるセンターによる公示の変更を含む）、お客さまの個別の操作によらず、第 3 条に定める予約購入設定および買増しオプションの設定を自動的に継続する機能です。
2. 自動継続設定オプションは、お客さまが自動継続設定オプションの設定を行った日からその継続設定終了日までの期間中に販売されるすべてのスポーツくじチケットに適用されます。

3. 自動継続設定オプションの利用には、本サービス画面で自動継続設定オプションの設定手続きを行うことが必要です。
4. 当行は、センターがスポーツくじチケットの販売スケジュールを公表した場合、自動継続オプション設定に基づき予約購入設定が継続される旨、当行所定の方法により、お客さまに通知するものとします。
5. 自動継続設定オプションを解除する場合には、本サービス画面で解除手続きを行うものとします。自動継続設定オプションを解除した場合には、解除時点に購入を予定している開催回のスポーツくじチケットの購入を最後とし、本サービスの提供を終了するものとします。
6. 第2項の継続設定終了日は、お客さまが自動継続設定オプションの設定を行った日が属する年の12月31日とします。ただし、継続設定終了日までに、お客さまが当行所定の方法により自動継続設定オプションの解除手続きを行わない場合、お客さまは自動継続設定オプションの利用を継続する意思を有するものとみなし、継続設定終了日は翌年の12月31日まで1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

第5条 予約購入設定内容の変更および取消

1. お客さまは、当行所定日（以下、「設定変更・取消期限」という）までに限り、当行所定の方法により予約購入設定の内容変更または取消を行うことができるものとします。なお、既に販売中の開催回のスポーツくじチケットについては、いかなる方法によっても予約購入の変更および取消を行うことはできません。
2. 予約購入設定の内容を変更する場合には、本サービス画面よりスポーツくじチケットの種類、口数および第4条に定めるオプション設定を変更するものとします。なお、スポーツくじチケットの種類、口数および買増しオプションの設定変更においては、継続設定終了日は変更されないものとします。
3. 予約購入設定の内容を取消す場合には、本サービス画面より取消手続きを行うものとします。
4. 設定変更・取消期限までに内容の変更および取消が行われない場合、当行は、お客さまが現在有効な予約購入設定内容でスポーツくじチケットを購入することに同意したものとみなし、購入処理を行います。

第6条 センターによる公示の変更

1. 当行は、センターより公示情報の変更（開催回の追加を含む）および削除につい

て通知を受けた場合、お客さまに対し、当行所定の方法によりその旨を通知するものとします。

2. 当該開催回にかかるスポーツくじチケットの予約購入を停止する場合には、第 5 条に定める方法により、予約購入の取消手続きを行うものとし、設定変更・取消期限までに取消が行われない場合、当行は、お客さまがスポーツくじチケットを購入することに同意したものとみなし、購入処理を行います。

第7条 予約に基づく購入処理

1. 当行は、お客さまの予約購入設定内容に基づき、設定変更・取消期限の経過後、当行所定日にスポーツくじチケットの購入処理を行います。
2. 当行は、本サービスにかかるスポーツくじチケットの購入代金を、「提携金融機関向け toto サービス Powered by じぶん銀行 toto」においてお客さまの会員登録情報として登録されてお客さまご本人名義の提携金融機関の円普通預金口座（以下、「お客さま口座」という）から引落とし、決済を行うものとします。
3. 当行は、本条に定めるスポーツくじチケットの購入処理実施時において、お客さま口座の残高がスポーツくじチケットの購入代金に満たない場合等、何らかの事由によりお客さま口座から引落としができない場合、当行は、当該予約購入設定（買増しオプション設定含む）にかかるすべてのスポーツくじチケットの購入処理を行いません。
4. この場合、当行は、当行所定の方法にてお客さまに通知します。
5. 当行は、第 2 項に定める決済において、お客さま口座より分割して決済する場合があります。

第8条 予約購入設定状況および購入履歴の表示

1. 当行は、お客さまによる予約購入設定内容および購入履歴に関する情報を本サービス画面にて、当行所定の期間表示します。

第9条 死亡時の取扱い

当行は、予約購入設定後にお客さまが死亡した場合、お客さまもしくはお客さまの相続人との間の本サービスの利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。

第10条 本サービスの内容変更および終了

当行はお客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知することなく、本サービスの内容の変更、取扱いを一時的に停止または終了することができるものとします。

第11条 免責事項

1. お客さまは、本規約に定める当行の取扱いについて、一切の異議を述べることができないことに予め同意するものとします。
2. その他原規約に定めるとおりとします。

第12条 規約の準用

1. 本サービスの利用に関して本規約に定めのない事項については、原規約が適用されます。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り原規約で定める内容に従うものとします。
3. お客さまは、本規約および原規約を確認し、これに同意のうえ、本サービスを利用するものとします。なお、お客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは、本規約および原規約に同意したものとみなします。

第13条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上